

公正採用選考人権啓発推進員制度について

制度の目的

職業安定機関では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう、事業主を始めとする雇用する側の皆さまに、人権問題を正しく認識していただき、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考の実施についてお願いしています。

本制度では、一定要件に該当する事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員(以下、「推進員」という。)を設置いただき、この「推進員」に対し、職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業所の公正な採用選考システムの確立を図っていただくことを目的としています。

設置対象となる事業所

- 常時使用する従業員の数が30人以上の事業所
- 職業紹介事業、労働者派遣事業を行う事業所
- 推進員を選任することが適当であると認める事業所

選任の基準

原則として、人事担当責任者等採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について、相当の権限を有する方を選任してください。

「推進員」の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 公正採用選考システムの確立を図ること。
- 職業安定行政機関との連携に関すること。
- その他、当該事業等において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。職業安定機関等が実施する各種研修会に積極的に参加いただく等自己啓発を図り、不適切事象の未然防止に努めてください。

「公正採用選考人権啓発推進員」制度は、選任しただけ・研修会に出席しただけではなく、各事業所内で『公正な採用選考』の実現のための旗振り役となり、『公正な採用選考』が実際に実現できてこそ意義があります。

企業によっては、採用選考の具体的な方法を決めたり応募者と実際に面接したりするのは、企業トップクラスや「公正採用選考人権啓発推進員」ではない担当者(支店・営業所などの出先を含む)である場合も多いですが、その場合、「公正採用選考人権啓発推進員」からそれらの企業トップクラスや担当者に対して『公正な採用選考』の考え方をいかに的確に伝えていくかが重要なポイントとなります。

設置等に関する報告

「推進員」を選任、変更、増員又は報告を求められた時は、事業所を管轄する公共職業安定所長あて、選任状況報告書を届出してください。選任状況報告書を添付したEメールによる届出もできるようになりました。詳しくはホームページをご覧ください。

石川労働局ホームページ（公正な採用選考・公正採用選考人権啓発推進員制度）

